

第2回（仮称）小牧市地域こども子育て条例検討会議

日時：平成27年9月29日（火）午後2時～

場所：小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

《出席》吉田会長、代田副会長、丹羽委員、中川委員、松永委員、
沖本委員、水野委員、渡邊委員、小島（千）委員、天野委員、
青山委員、岩田委員、服部委員、小島（康）委員、出口委員、
後藤委員、岡戸委員

《欠席》河合委員、伊東委員

《事務局》小塚こども未来部長、鍛冶屋こども未来部次長、須崎こども政
策課長、平岡こども政策課長補佐、石田子育て支援係長、松浦
（社）地域問題研究所

※傍聴人 1名

1 あいさつ

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから第2回（仮称）小牧市地域こども
子育て条例検討会議を開催いたします。

本日はお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

初めに、委員の変更について御報告させていただきます。

お手元の名簿をご覧ください。

7月1日付で人事異動に伴いまして、CKD株式会社の河口悟委員が岩
田徹委員に変更となっておりますので、よろしく願いいたします。

岩田委員におかれましては、本日が初めてでございますので、自己紹介
をお願いしたいと思います。

岩田委員、お願いいたします。

【岩田委員自己紹介】

【事務局】

本会議は公開となっておりますが、ただいまのところ傍聴者は1名となっております。

会議の定足数に関しては、要綱第5条第2項で過半数10名の出席が必要とされており、本日は16名の委員が出席しているため、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日は河合ゆかり委員が欠席と聞いておりまして、出口委員につきましては遅れて御到着ということで御連絡をいただいております。

初めに資料の確認をさせていただきます。

配付資料につきましては、お手元の次第の下にも書かれております配付資料一覧のとおりでございます。よろしかったでしょうか。

それでは、会議の開催に当たり、こども未来部長の小塚より御挨拶を申し上げます。

【部長あいさつ】

本日は、御多忙にもかかわらず、第2回（仮称）小牧市地域こども子育て条例検討会議に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方には日ごろより本市の教育及び児童福祉行政の推進に格別の御理解、御協力をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、さきに御案内しましたとおり、条例検討初期の段階から市民の皆さんから意見を伺うということが、条例制定にも市民意識の醸成をする上でも重要と判断いたしまして、7月に予定しておりました第2回の検討会議につきましては開催を見送らせていただきました。その後、8月を中心に地域の夏祭りやタウンミーティングなど、さまざまな機会を捉えて市民の皆様から御意見をお聞きしてまいりました。

本日の会議では、市民の皆様からの御意見などを御紹介させていただきながら、条例に盛り込む内容につきまして委員の皆様から御意見をいただき、条例の素案づくりに反映させていきたいと考えております。

皆様方には忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げます。本日はよろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、以降の進行は吉田会長にお願いしたいと思います。

吉田会長、よろしく申し上げます。

【吉田会長】

今日は2回目ということで、久しぶりでございますけれども、御一緒に検討会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

第1回の会議では、条例についての基本的な考え方や条例の基本構成について事務局から御説明がございました。

第1回の会議では、その後でグループに分かれまして、こどもの夢やチャレンジを支えるために大人や地域ができることをテーマにして、皆さんで意見交換を行いまして、たくさんの御意見をいただきました。そして、こどもに対する思いを皆さんとともに共有することができたと思っております。

第1回の会議以降に、事務局のほうで、今もお話にありましたように、市民の意見をさまざまな方法で聞き取りをされたようでございます。本日は、市民の皆さんの御意見などを踏まえて、事務局が条例に盛り込む内容などをまとめておられます。資料3をベースに皆さんと検討していこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日、ただいま午後2時10分ですけれども、午後3時30分が終了ということを知っておりますので、その中で委員の皆様の活発な御討論をいただきまして、よりよい条例を策定するということに協力していきたいと思っております。皆さん、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが議事に入りまして、次第2の前の振り返りについて、事務局から御説明をお願いいたします。

2 前回の振り返り

《資料1に基づき事務局より説明》

【吉田会長】

第1回目の振り返りということで、まとめた内容を御紹介いただきました。何かここままで御意見がおありでしたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。では、いただく御意見をもし後から思いつかれましたら、後段の検討のところでもたお出しただければと思っておりますので、先に進めさせていただきたいと思っております。

次第3の条例に盛り込む内容の検討に入りたいと思います。
まず事務局からの説明をお願いいたします。

3 条例に盛り込む内容の検討

《資料2・3に基づき事務局より説明》

【吉田会長】

それでは、ただいま説明がありました内容について、いよいよ検討していくわけですけれども、いきなり検討と言われましても難しいところがあるかと思しますので、今御説明がありました資料3の特に右側の列、盛り込む内容をご覧いただきながら、これについてどんな印象を持たれたか、感想ですとかそういったことでも構いませんので、どなたからでも発言をお願いしたいと思います。

なお、裏と表がございます。時間が限られておりますので、表側を先に30分ぐらいして、裏側に行くというのがいいのか、それとも時間の範囲内で裏まで行くということで、なるべく御一緒に考えながらいきたいと思しますので、最初は表側の第3章あたりまでのことで、御感想などいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

どんな質問でも結構でございます。いかがでしょうか。

【中川委員】

例えば2章のこどもの権利あたりに、権利の保障と尊重というところで、箇条書きに何項目か出ておるわけですけれども、これについては、特に重要なものから順に並べてあるとか、そういうことではなくて、網羅的に順番関係なしで並べてあるというふうに捉えてよろしいですか。

要するに、条例化していくに当たって、重要度の高いものからになっているのかどうかということなんですけれども。

【吉田会長】

御質問のようなので、お答えをお願いいたします。

【事務局】

ただいまの御質問の黒丸の並びでございますが、これは優先順位等があるわけではなく、あくまで順不同で並べたものでございますので、そういった御理解でお願いしたいと思います。

【中川委員】

そうすると、この後精査していくに当たって、特にこの順番といいますか、ここが特に重点的にとか、今日以降で検討を加えて並べかえていくとか、そういう作業が入ってきますか。

【事務局】

ここが重要だとかいうメリハリというか、そういった視点での御意見をいただければ、条文づくりの際に参考にさせていただけると思いますので、よろしくをお願いします。

【吉田会長】

例えば、中川委員はどのような順番というか。

【中川委員】

いや、まだそこまでの具体的な順番とか、そういうことは頭の中では整理できていないのですが、非常に漠としたものとか、非常に具体的なところが書かれていたりするものですから、そのあたりの文言の部分での整理というのは今後必要になってくるのかなということをお願いしながら見ておいたところです。

【吉田会長】

いろんな言葉の、終わり方も、動詞で終わっていたり、体言で終わっていたりとか、まだ条文ということではなくて、多分こういう内容をここに入れたらどうかというふうな御指摘だと思うので、それについて、もしよろしければ、ほかの委員の方の御意見をいただければと思います。

【事務局】

少し説明不足で申し訳ございませんでしたが、右側の表の第2章、こどもの権利の欄でございますが、黒丸の一番下、【参考】と書かれた上の黒丸になりますが、「子育てや子育てを地域社会で進めることが、こどもの権利が守られることにつながると考えているため、本条例では、個別の権利については「児童の権利に関する条約」に委ねる形をとり、あえて重複して定めない」というふうに記載させていただいておりますが、こどもに関する権利につきましては、【参考】に書かれておりますように、「児童の権利に関する条約」として日本も批准をしておりますので、本市で制定する条例の中に「児童の権利に関する条約」と重なる部分につきましては、あえて条例で明記することは今のところ考えていないという意味合いのことを書かせていただいております。ただ、これも全く決まっているわけで

はございませんので、それでも重要な部分は条約と重なってでも書くべきではないかとか、これでいいのではないかといったような視点でも、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【渡邊委員】

条例の前に、条例の上の考えとして、日本の法律がありますよね。日本国憲法であったりとか、児童福祉法というその中に、ここに盛り込まれているようなことというのは出てくるので、そこの齟齬がないか、法律で定められていること以上に何か定めるものであるとか、法律と同じことであるだとか、その法律との対比もどこかに見せていただきたいなあというふうには思っております。こどもの権利であったりとか、大人の責務として書いてあるようなことも、オリジナルにかなり書いてありますので、そこの整合性もちょっと対比の中に表として入れていただけるとわかりやすいかなと思いました。

【事務局】

今、上位の法律等との整合性はどうかという御質問だったのですが、基本的には条例につきましては法令の範囲内でしか制定できないものというふうに認識しておりますので、今後どういった形で書くとしてもさまざまな制約があると思いますので、そのあたりはまた市の法規担当とも相談しながら検討を進めて、提示できる資料がございましたら、また次回以降提示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【吉田会長】

つまり、左側の皆さんからの意見をまとめると、右のようになるということですが、その左側のこどもの権利に関するいろいろな皆様の御意見をどう取り扱っていくかということが、今後法律の関係で精査して、条文に盛り込むかどうかとも検討していかれるということだと思います。

【松永委員】

いじめの問題が重要ではあると思うんですけど、これを見ますと非常にさらっと書かれておまして、もう少し深く突き詰めるところがあってもいいのではないかと思います。それはまた条例とは別に何かの細則になるんですかね。そこが少し気になりました。

【吉田会長】

一問一答という感じで、事務局とまずやりとりをすることになってしま

いますので、少し御意見をたくさんいただきましてから、まとめてお答え
いただくということにしましょうか。どうぞ、どんどん皆様の御意見を
いただきたいと思います。

一つは、いじめについてももう少し詳しく書いたらどうかという御意見を
いただいたと思いますが、ほかに何か、例えば2章、3章に関して御意見
がありましたら、お願いいたします。

【沖本委員】

法律との関係はどうですかね。平成24年に子ども・子育て支援法という
法律ができました。そこの中を見ると、地域子ども・子育て支援、いろい
ろなことが書いてあったり、それから児童憲章、そういうものとどう整合
されていくのかなと思いました。また、新聞記事を見ていたら、総裁の再
選の会見で、「1億総活躍社会」と。具体的に、「経済」「社会保障」
「夢を紡ぐ子育て支援」の「新3本の矢」で構成されていたのですが、そ
こで出生率の関係だとか、現在の家庭のあり方も書いてあるわけです。そ
の中で、特に教育再生ということで、フリースクールの充実、家庭の事情
に左右されない教育、こどもの無限の可能性を支援する、このようなこと
が書いてありました。今、市の中ではいろんなことをやっているというの
はわかるんですけども、法律の整合性だとか、児童憲章だとか、いろい
ろある中で整合性がどうなっていくのかなというのが私の今のところの疑
問であります。以上です。

【吉田会長】

ぜひ事務局からもしお答えがありましたら。

【事務局】

先ほどの、まず松永委員からのいじめの関係でございますが、教育委員
会でこの9月議会でいじめに関する条例を制定しておりますので、そちら
も調べまして、また次回、条例にはこういうことが盛り込まれていますと
いうことで御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願ひ
します。

それから、ただいま沖本委員がおっしゃられたことですが、平成24年に
子ども・子育て支援法というのができました。これは、新しい子ども・子
育て支援の新制度に移行していくということで、平成26年度から新制度が
スタートしているわけですが、その法律に基づいて、子ども・子育て支援
事業計画というものを今年の3月に策定をいたしまして、27年度からそれ

に向けていろんな事業をスタートしております。こちらのほうは、教育とか保育の量の見込みですとか、それから地域の子育て支援事業をどうやって展開していくかということが中心になってまいります。それで、今回皆さんに検討していただきたい条例の内容といいますのは、市民の皆さんがどうやって地域の中でこどもさんを育てていただくかといったことを主眼に置いていただきたいと思いますので、理念的なものにはなるかと思いますが、やはり計画とはちょっと異なるものでありますので、よろしく願いします。

【吉田会長】

ただいまの御説明の中にありましたように、小牧市がつくる条例についての検討ということで、目の前にあります資料をご覧くださいながら、活発な御意見をいただきたいと思います。

【後藤委員】

先ほど事務局が説明された主眼という部分に関して、どうしても資料3の矢印の向きが逆に感じます。左部分、つまり市民から出された意見が、お金と労力を使った小牧市の大切な財産。この部分を受けて「だから小牧はこう考えるんだ」というものをつくっていかねばならないと考えました。市民目線からは読みたいのは左部分の情報と思えます。

【吉田会長】

矢印が違うというのはちょっとよく理解できなかったんですけど。

【後藤委員】

資料3の右部分の条例の基本構成を入れるために、左部分の市民意見が掲載されているのではとの印象を受けました。市民意見が出て、条例の基本構成がでたら、さらにもう1つ矢印が展開され、より生活レベルの言葉で「だから小牧はこう育てるのだ」という条例があれば、市民目線での意識付けや行動につながり、他地域との差別化も図れると考えます。

【吉田会長】

今、後藤委員がおっしゃっていることは、例えばこどもが健やかに育つために守られるべき権利があるという表現ではなくて、もっと具体的に書いてほしいということですか。具体例を書きながら条例を書けばいいのか。普通条例というのはもう少しまとめてしまうものですから、結局右側の表現になるものなんですけど。

【後藤委員】

まとまり過ぎているような印象が……。

【吉田会長】

まとまり過ぎているので、もっと具体的な表現がよろしいかなあということですね。

【後藤委員】

市民の皆様伝えるなら、左部分の市民意見のままの方がよっぽど理解できますし固定化されていない。例えばLINEに関する問題は10年前にはなかった問題です。10年後にはカタチを変えています。だけど、今のこどもに必要なものは取り上げた方がいい。「変えていく余地」がある方が私みたいな市民も意見が言いやすい。右部の条例というカタチでカチッとしたものになると変えにくい印象で、かかわりにくいと感じます。そういう意味でも矢印の向きが行き交ったり、もう1つ先にあったりしながら条例検討のプロセスを市民と行政が共有してもいいのかなという意見です。

【吉田会長】

貴重な御意見かと思えます。ほかにいかがでしょうか。

【渡邊委員】

この条例ができて、その後この条例に基づいて個別具体的な施策とかが入ってくるわけですね。それと、先ほど言われた子育て支援事業計画、もうできていますよね。そこの違いは何かありますか。この理念に基づいて、小牧市は独自にこういうことをやっていきますよという、そのためのバックボーンじゃなくて、条例でこうなっているから、小牧市はこういうことをやるんだという、そこまでのところが今あるのかというか、その辺のところはどうですか。

もちろん条例はすごく理念的なものなので、こういう形でまとまると思いますがけれども、ここから出てくる個別的小牧市の施策というのは、何か考えているものがあるのか、それとも今小牧市がつくった子育て支援の計画とほぼ同じになるのかという、その辺はどうですか、関係性としては。

【事務局】

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画というのは、今年3月につくっております。その後で、この条例をつくるというところの経緯が委員の皆さん方にはわかりづらい点があると思うのですが、実はこの計画というのは、全国どの市町村もつくっています。ですから、ある

程度国が主導的に導いた行政の計画なんですよ。もちろんいろんな人と、子育て支援事業推進会議を開いて意見を伺っていますが、そこの中の中心というのは、少子化、待機児童、出生率の問題などであって、これについて国としてこうやって取り組んでいこうという形で、実は今後5ヶ年の、いわゆる教育とか保育の必要な量を見込んで、それをどう対策するんだということで、ある程度行政的な計画で、全国一律市町村全部がつくっている計画ですので、どこの自治体も同じような計画をつくっています。もちろんその中で特徴は出しているんですけど、今回作ろうとしている条例というのは、これは国で定められたものでもありませんので、それぞれ市町村が自分たちの思いを持って、みんなで理念を共有して、みんなでこういう子育てできたらいいよねとか、こどもがこんな夢を持ったら小牧市もすごいいいよねというような思いを詰めた条例をつくりたいと思っています。これはやらなければいけない、行政としてやっていくことの行政的な計画に対し、条例というのは、小牧市はこういうことをやっていこうというものを決めるもので、条例を決めれば、いろんな御意見があって、今回盛り込む内容ということで、ちょっと断片的な形になっていますけれども、こういったことを盛り込みたいと提示させていただきました。

次に、条文は、もっとわかりやすくしますが、先ほど会長もおっしゃられていましたように、条例となってくると、ある程度公的な文書になりますので、なかなか具体性に欠ける部分がありますので、それについては条例ができた後で、市民の皆様を理解していただけるように条文とその解説というものをつけて、その解説の中で市は今後こうやっていきますよとか、こういった事業をやりますよとか、今おっしゃられた委員の皆様方の御意見は反映できるかなと思っていますので、よろしくお願いします。

【吉田会長】

5月から大分時間もたちましたし、そもそもなぜこの条例をおつくりになるのかというところから私のほうが忘れてしまっているところがありました。ほかの方、いかがでしょうか。

【松永委員】

先ほど後藤さんが言われたことに何か共感するところがあるのですが、これは会長に伺いたいんですが、やはり条例という形になると、右側のような文章にならざるを得ないですかね。

【吉田会長】

私はそこまでは意見を持っておりませんが、ただ普通の条例はそういう形に、だらだらと長いと誰も読んでくれないというところもありますし、通常はわかりやすく短くというのがあると思いますね。

【松永委員】

ただ、後藤さんが言われたように、何か単なるさらさらさらと言葉が羅列してあるだけの様な気がして仕方がないんですけど、こういうのが条例なのか、違う文章ができないものか、それがちょっと今ひっかかっています。

【事務局】

今の御意見ですけど、これはあくまでも盛り込む内容ですから、内容を断片的に書いてありますので、次にお示しする素案については、例えば「小牧市民はこういうことをします」とか、「こどもの権利を守るため大人はこうします」という形にわかりやすく簡潔な文章にしますので、今回はあくまでこういった内容を盛り込んだらどうかということであって、次回示す素案の中で文章化します。ただその文章化というのは、先ほど後藤委員が言われたように、なかなか抽象的な表現だったり、具体性に欠けるということがありますので、それについてはさらに解説をつけて市民の方が理解、共有を深められるような工夫はしていきます。今回はあくまでこういった内容を盛り込むことを皆さんから御意見を伺って、伺った上できちっと条例の文章として次回お示ししますので、漏れはないかとか、これどうなんだということができる限りご意見いただければ、それを盛り込んで文章化します。今回は最終形じゃなくて、最終形の一つ前の形で、こういった内容を文章化しますよという前の段階で、皆様の御意見を伺いたいということですので、お願いします。

【岩田委員】

今日初めてで、突然ですけども、ちょっと発言をさせていただきます。この条例案ですけども、なかなか小牧ならではのものがなくて、一番冒頭に小牧の宝というのがあるのですが、それ以外はこの市かこの区なのかちょっと非常にわかりにくいところがありまして、そこへ特徴を出すというのは相当難しいと思いますが、例えば小牧の特性というのと、比較的企業が多い都市ではないかと。そうすると、例えば企業なり事業者が役割を果たすべき項目が多くなるのであれば、ほかの市に比べて事業者に対

する期待のところをちょっと厚くしていこうとか、ちょっと小牧らしさを出してみたらどうかなというふうに思います。

それから、先月女性活躍推進法というのができまして、来年4月から施行になりますけれども、女性活躍推進というのは、男女の差別をなくしていくとともに、女性が子育てをしながらでも働きやすい環境をつくっていこうという法律なんですけれども、そういう中で、育児をしながら子育てをしながらやっていく環境というのは企業なり事業体がしっかりやっていくところがございますので、そういったところも小牧の特色として盛り込んでみたらどうかなというふうに思いました。以上でございます。

【丹羽委員】

第3章のところ、下のほうの「地域住民等の責務」の下から2番目の「地域の行事や活動に参加する機会を提供する」というところに小牧らしさをとるか、例えば大草地区で棒の手があるだとか、秋葉祭りだとか、いろんなことが考えられますので、伝統や文化の伝承をするということも加えてはどうかと思います。

【天野委員】

CKDの岩田委員が言われたように、こどもの権利とかの話になると、多分どこの市町村も同じような内容になっていくと思うんですけど、それは当然のことであり、こどもの権利とか守っていくべきもの、僕らが引っ張っていかなくちゃいけないものというのは普遍的であり、変わるものではないので、そうになっていくと思うんですけど、やはり小牧で新たに条例をつくるということになると、せっかく皆様集まっているところなので、正直僕は小牧市民ではないんですけども、小牧の保育にかかわっている者として、小牧らしさというのは条例の中に入れていってもいいんじゃないかなというふうに思います。

先ほどの方も言われましたが、小牧城を中心に歴史の大きな転換点とか動きのスタートになった地域でもあると思いますので、そういったこの地域的な環境とか、史跡、そういうのを意識してこの小牧のこどもたちが育っていけるように、それが多分小牧のアイデンティティとか、帰属意識とかにつながっていくと思いますので、同じ責務の中に、具体的な小牧城どうのこうのというところは条例の案のところを書く必要はないと思うんですけども、歴史的なことを大切にするとか、そういう項目が書いてあってもよろしいんじゃないかなというふうに思いました。そこはちょ

っと具体的にしてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

先ほど後藤委員が言われたように、左側の具体的なところをニーズとして僕らは捉えて、この条例をみんなで検討して考えて、この左側のニーズをいい形で生かせるように、より広がっていくのがこの右に矢印ができるようにこの会議で検討していけばいいんじゃないかなというふうに思います。大人の責務のところは歴史的なところで小牧独特なところをちょっと重要視する内容があってもいいんじゃないかなと思いました。以上です。

【小島（千）委員】

第3章の大人の責務というところの共通の責務というところで、黒丸が1つあると思うのですが、これは多分私たち大人が自覚して模範となっていくんだけど、もう1つ加えてもいいのかなとは思いました。それはどうしてかというと、左側の表で「認めてあげる」とか、「共感してあげる」とか、「時間を共有してあげる」とありますが、そういうのは何かなと思うと、本当に初歩的かもしれないんですけど、大人は社会全体でこどもの成長であったりとか、子育てを支えていきますよという、そういうところが1つあって、次にそれは模範となっていくというところで、役割としてさまざまな、保護者であったり、地域住民であったり、学校関係であるという役割が出てくるという、共通の責務のところはもう1つ出されてもいいのかなと、私は思いました。

【吉田会長】

具体的な文言としては、例えばどんなことを。

【小島（千）委員】

例えば、大人は社会全体でこどもの成長や子育てを支える役割を持っているとか、そういうことがあって、次に模範となるという2個目がある。当たり前のことかもしれないんですけど、やっぱり左側を見ると認めてあげるとか、共感してあげるとか、時間を共有してあげる、信じてあげる、そういう内容があるので、やっぱりそこら辺を当たり前のことなだけでども、やっぱり大人はそういう共通の責務があって、次に学校関係は何をする、それから地域の住民の方は何をするという、そういうふうにおりてくるのかなというふうに思ったので、1つ出してもらってもいいのかなという意見です。

【吉田会長】

少し言及もありましたが、時間的にも、裏も含めて御意見を出していた

だけるようお願いいたします。

【渡邊委員】

分け方だけなんですけれども、大人の責務というところで、保護者と学校関係者と市というのは責務を負わせてもいいような気がするんですけど、事業者とか地域住民というのは責務という形でやってしまうのはちょっとどうか。言葉の分けなんですけど、事業者はそうじゃない事業者もあるので、「事業者・地域住民」と、「保護者・学校・市」は、分けた形でやったほうがいいかなと思います。

【事務局】

今の御意見ですと、地域住民と事業者については責務という表現はいかかということだったんですが、事務局が今責務としか考えていなかったものですから、具体的にどのようにしたらいいかというようなことですか。

【渡邊委員】

書き方として、「ねばならない」とか、「何々すべき」とかいう言葉は使わないで、「～ほうがいい」とか、そういう形がよいのでは。責務という言葉を使っちゃうと、本当に重いですね。捉える側としては、分ければいいと思うんですけど。

【丹羽委員】

先回の会議の資料5で、小牧市の案のところでは、大人の役割・責務となりましたが、今回の資料では大人の責務で終わっております。このあたりは何か意図があっただけか、今の委員の御意見とも関連しますが、このあたりをお聞かせ願いたいですが。

【事務局】

おっしゃるとおり、第1回の構成案では、大人の責務と役割というふうに記載しておりましたが、事務局でもちょっと検討はしたんですが、責務と役割の明確な使い分けがこちらでも苦しかった部分がありますので、今回は責務という形で統一させていただいておりますが、それについても御意見いただければありがたいと思っております。

【岡戸委員】

前回の資料で名古屋とか大垣とか他市の条例をいただいたんですけど、言葉の使い方の点からして、こども条例なので、もうちょっとわかりやすい表現で書いてもいいのかなって思いました。例えば「委ねる」を平仮名にしちゃうとか、「健やかに」というのも平仮名にしたりとか、あと

責務という、せつかくのこども条例なので、こどもにもわかりやすい言葉で書いてもいいのかなというふうに思いました。

やっぱりこうやってつらつら書いてあると、あとで解説つけると言われたんですけど、わかりやすい言葉、だけど言いたいことは書いてあるという形のほうが、こども条例なのでいいのではないかなと思いました。あえて難しい言葉を使わなくても、もうちょっと簡単な言葉でもいい、小牧らしさというか、そういうふうでもいいのかなと私は思いました。

【吉田会長】

どうぞ、出口委員。

【出口委員】

今の岡戸さんの御意見を私も強くそう思いまして、そもそもこども条例というあたりから今これを見ていて、どこから目線なのかというのをすごく違和感を感じてしまって、共感してあげるとか、信頼してあげるとかというのは、例えばこどもでも1対1の人間として向き合わなければ共感できないと私は思いますので、どちらかがあげるとい、目線が違うところから見るといあたりから、そもそもそれを条例に盛り込まなくてはいいのかなというところに疑問を感じます。

やっぱり親というのは、ルールよりもまずマナー、しつけということが家庭の中ではやっぱり大事だと思いますし、なかなかしつけができていないところで、社会的なルールを犯してしまうということからルールが強くなっていくと思うんですよね。これを見ると、ルールのところからこうしなければならぬとか、こうする義務だとかというのが、すごく今自分の中でとても違和感のある言葉がいっぱいあって、せめて岡戸さんがおっしゃるように、こどもの立場としてこの条例を見たときに理解できる、自分たちのための条例なんだということがわかるような言葉遣いと、こどもたちがやがて大人になるときの、こういったものがあるから自分たちが大きくなったというふうに、せめて理解ができる言葉遣いがよいと思います。やっぱり行政さんの文章って、難しい言葉のほうが簡単ですよ、つくるに当たって。平仮名でわかりやすい言葉ほど、すごく難しいので、本当にそこはやっぱりせめて小学校の高学年、中学生の子たちが理解できるぐらいの言葉の使い方というのが大事ではないかなというふうに思います。

【吉田会長】

今、2つあったと思うんですけども、1つはどこから目線の条例かと

いうことで、これはちょっと後で事務局に聞きたいと思います。

もう1つは易しい言葉でということだったと思いますが、これには意見がいろいろあるかと思いますが、1点だけ私なりの解釈では、何々してあげるとか、認めてあげる、共感してあげるというのは、この前回の検討会議か何かで出た発言をそのまま書いていらっしゃるんで、条例の文章というよりは、発言者の言葉が書いてあるんじゃないかなと思います。

最初の点に戻りまして、これはどこから目線の条例なのかということについて、事務局に教えていただきたいと思います。条例をつくるのは市ですけれども、表現、大人は何々、模範となるという、誰が考えているのか。これは市が考えているのか、あるいは市民が考えているのか。条例を考えているのは市民である、市役所ではなく、こども政策課でもなくて、市民が考えているということですね。どこから目線というのはそういう御質問だと思いますけど。

【出口委員】

ごめんなさい、ちょっと違います、ニュアンス的に。どこがつくったのかというのではなく、表現が。あと、何となく漠然として、大人がこどもをこうしなければならぬ、こうやって育てなければならぬというようなニュアンスなんですけれども、大人もやっぱりこどもと関わることで成長していくわけですので、その地域の中で、大人社会ばかりの中で、例えば新しい近所にこどもさんが生まれたとしたら、そのこどもさんから教えられて地域がまとまっていくということだってあるはずですし、こどもを育てながら、大人もこどもから学んでいく、それで地域社会となっていくべきようなところの感じが何か見受けられないところが、どこから目線なんだろうなというふうに感じた次第です。言葉足らずで申し訳ありません。

【事務局】

これから答えることが的確かどうかわかりませんが、あくまでも任意でつくる条例ですから、つくっておしまいではないんですよ。当然つくった後、これを実践していく。これは行政も実践するんですけど、当然責務とか役割とか書いてありますので、それで大人の方、こどもの方、事業者の方、学校関係者、皆さんで共有して、そうだよなとやっていくとするものですので、目線で言えばみんな同じ目線なんですよ。

別に行政が押しつけるわけでもないですし、私たち行政はこうします、

大人の方はこうします、地域の方はこうします、みんなでそれをやっていると、小牧のこどもにとっていいよね、という形で条例としてつくっていくのかなと思っています。ただそれがどうしても私たちがつくっていくと、普通の市民の委員の皆様からすると、どうも目線が違うんじゃないか、ということは率直にご意見としていただきたいと思います。この次に文章化するとき、通常であれば条例ですと、末尾が「～とする」とか、そういう形になるのですが、「～とします」のほうがいいのか、ということも含め、いろいろ実際に盛り込む内容から条例の素案、文章化したときに、末尾をどうしたら市民の方にとって共有しやすい文章なのかなということも含めて、今日いろいろ御意見いただき、その意見を踏まえて、次回具体的な文章化した条例をお示しすれば、またいろんな意見を伺えると思いますので、今日いろんなことを言っていて、また次回に反映させたいと思っていますので、お願いします。

【服部委員】

大人の責務の部分なんですけれども、皆さんの意見を聞いていて、子育てとかこどもを見るということだけに目を向けるのではなくて、やはりこどもや子育てを通して、大人同士の連携だったり、生活レベルの向上であったり、共有する部分が拡大するとか、そういう大人にもいい面があるので、そういう部分もちょっとどこかに盛り込んでほしいということと、何か全体を見まして、キーワードになることがもうちょっとあるといいかなと思いました。今ですと、例えば「教育」「共育」という言葉もよく使われておりますけど、もう1つ、「協育」、その3つの「きょういく」で、協育ということは、力を合わせてという意味がありますので、それは大人の中でも地域も学校の先生も、それから企業も、いろんな方がとにかく力を合わせないと、これからは子育てがなかなか難しいよということで、そういうバックアップは小牧市もしましょうと。そういうベースになるような何かキーワードになるようなわかりやすい言葉で説明もしやすいという、そういう言葉が何かできたらいいかなあとと思って、私は今その「きょういく」を3つ並べるといいかなと思いました。

【水野委員】

最初にさっと見たときに、一番自分の中に浮かんだのは、こどもって何もしなくても守ってもらえるんだなああと、そんな捉え方を最初にしちゃったんですね。やっぱり守るとか、権利というのはすごい大事なんですけど、

こどもたちが努めるべきことという視点も設けてやらないと、こどもが居場所がないというのか、何かこどもがつまらないというのか、いつもそのような文章があちこちで氾濫して、こどもってきっと都合よくかいつまんで自分たちを捉えるんだらうなど。「みんなで子育て」が本当にすごい課題で大変ではあると思います。しかも少ない人数の子たちを守っていかなくちゃいけないものですから大変なんですけど、自分たちから立ち上がろう、自分たちが考えなきゃいけない、そういうチャンスのもを条例の中でも1つや2つ入ってきてもいいかなということを最初に感じました。

わかりやすい言葉とか、いろんな意見を聞きながら、本当に大事なことが幾つもあったんですけども、やはり守るとか支援するとか、親の責務とか、そういう言葉というのは都合よく解釈されちゃうので、ぜひこどもが立ち上げられるような、そんな文面も少しは出てもいいのかなという気がしました。

【後藤委員】

一つの切り口として、こどもが読んでもわかる条例がもしできるのなら、きっと大人も理解できますし、高齢者の方ももちろん理解できると思います。何か一つ、コンセプトとか切り口を共有しないと、いつまでたっても違うレベルで話が続けられるのかなと。プロの方の視点、市民の視点、行政の方の視点、まだ2回目なんですけど、時間的にはたっていると思います。でも、まだ何か共有できているものがない。意見として、例えばこまき山というキャラクターをお金をかけてつくりました。それが発する言葉という切り口でもし条例ができたなら、啓蒙もしやすいですし、こどもの目にも触れやすいですし、浸透していくのかなと。ただし、言葉は選んでいかなきゃいけないんですけど、解説つきの形になるのかわからないんですけど、そういうこどもが読んでもわかるような切り口とか、先ほど言われた連携、小牧市は連携をしてこどもを育てていく、自尊心を育てていくという連携もいいキーワードだなと思って聞いていたんですけど、どこかで何か一つの共有をして話さないと、まとまっていかないのかなと。形にはなっていないのかなと。

【吉田会長】

何か私に投げかけられた御意見のように思いますけれども、実は今日はここの検討委員の皆様御意見を伺いたいというのが事務局の趣旨ですし、今日の会議の趣旨は、盛り込む内容について皆さんどう思いますかという

ことなので、出しっ放し、たくさん出していただいて事務局に投げかける。次回、事務局がそれを受けて文章をつくってくださいますので、このところで具体的な検討に入るとは思います。ここで共有できるかどうかわかりませんが、今日のところは、責任逃れじゃないですけど、まとめる必要はないというふうには伺っていて、皆様の御意見を十分に出していただきたいという趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

【小島（康）委員】

質問なんですけれども、基本的なところなのかもしれませんが、ここにあります事業者というのは、小牧市内にある事業者対象ということなのかなと思いましたが、質問させてください。

地域との関わりなどについては、市内の企業でしたら密接に関わってるところではあるんですけれども、従業員に関しては、私も小牧市民なんですけれども、仕事先は小牧市外になりまして、小牧市内の企業でも市外から勤務されている方もあるかと思うんですが、個人の意見としては、職場環境の整備とか、そういうところを広げていきたいという希望はあるんですけれども、この条例の中では、あくまで市内にある事業者が対象ということになるのかなというところを質問させていただきます。

【事務局】

今、小島委員のおっしゃられたように、小牧にある事業者さんが対象となります。この事業者さんに望むことといたしますのは、先ほども岩田委員が、CKDさんの代表としてこちらにおいでいただいているわけですが、CSRですとか、そういった地域貢献というものを今後進めていきたいというようなことを最初の挨拶で言われましたように、そういった役割というものも小牧市の市内業者さんに期待しているところであります。

【吉田会長】

御意見としては、関わる事業者全部含めて、ということですね。あと10分ぐらいかと思っておりますので、どうぞ言い残したことはないように。

【中川委員】

先ほど丹羽委員が前回大人の役割と責務という、役割という言葉もあったんじゃないかという御指摘をされて、改めて今ちょっと手元の資料を確認しましたが、名古屋と岩倉については、こども条例なんですよ。大垣については子育て条例。こども条例となってくると、こどもの権利や何かを守っていくために、大人とか学校とか事業所とかいわゆる地域社会が何

ができるかという責務になってくると思います。みんなで子育てしていきましょう、私たち大人も子どもとかかわることの中で何かを学んでいく、そこでネットワークができていくという、子育てをキーワードとしてやっていこうとすると、やっぱり役割のほうが強くなるんじゃないかなと。要するに、学校として子どもと関わっていくときの役割は何かあるだろうし、地域社会の中で子どもを見守っていくときの役割というのものもあるだろうし、そうすると、責務というよりも、役割という感覚で見ていくと文言はすごくやわらかくなってくるだろうし、わかりやすくなってくるだろうし、みんなでやっていこうかという部分につながっていくような、いろんなアイデアが、その条文から派生する次の具体的なアイデアが出てくるような気がします。

【沖本委員】

私も、中川先生がおっしゃったように、単純な言葉といいますか、やはり子どもの権利というものじゃなく、子どもの役割だとか、役割ぐらいの程度のやわらかい表現のほうがなじみやすいんじゃないのかなあというふうに思いました。だから、子ども条例と子育て条例の違いの話もありましたけど、子育て条例でいくということであれば、子どもの役割、大人の役割、単純明快な表現にさせていただいて、これをいかに推進体制で具体化されるかということのほうが私は重要だと思います。

先ほど新聞の話をしましたが、東海三県の県議会で独特な、特殊な条例をつくったということですが、つくっただけでなかなか具体化されないというような条例ではいかんじゃないかというようなことも書いてありましたが、わかりやすい、子どもも読めるようなわかりやすい条例にさせていただいたらどうかなと。あくまでも推進体制に期待したいと思います。

【吉田会長】

御発言まだの方、どうぞ。ほかに何か、まだおっしゃっていない方ありましたら、時間があまりありませんので。

【岡戸委員】

細かいことになるかもしれないんですけども、例えばこの第2章の子どもの権利で、「子どもは自分の権利を大切にする」とありますけれども、「子どもは自分の権利を大切にしましょう」とか、そういう表現もいいのかなと思いました。例えば「第1章 総則」と書いてあるんですけども、わかりやすく言うなら、「全体のきまり」とか、先ほどから大人の責務・

役割という意見が出されているんですけれども、わかりやすく言えば、私も役割のほうがわかりやすい、役割とか「つとめ」と書いてもらおうとわかりやすいのかなと思いました。第4章も、裏面で、地域全体で子どもを育てるまちづくりの推進とありますが、推進をあえて使わずに、「進める」とか使うとわかりやすいのかなと思いました。子どもにもわかりやすいということだったら、「～しましょう」という表現のほうが子どもにもわかりやすいのかなと思いました。

中身も大事なんですけれども、やっぱり前文が一番インパクトがあると思うので、ここは難しい言葉を使わずに、子どもにもわかる、短くわかりやすい、そういうのがいい言葉だと思いました。以上です

【小島（千）委員】

例えば小学校なら小学校なりの子ども条例というか、それはどんなことと、権利ってどんなことだろうとか、中学校は中学校のどんなことだろうという、そういうものがやっぱりばらばらにつくられていく、条例は一本あって、そのほかのところで、もっと細かく年齢に応じた話し方をするというか、条例とはこうなんだよということを知らせていく、そういうことが必要じゃないかなというふうに思います。条例があって、そのほかに幼稚園とか保育園さんがやられること、小学校がやられること、中学校がやられること、これは細かく砕いて、子ども中心に私たち大人みんなで見守っていくというか、そういうふうになっていけばいいかなと。そういう補足・解説、解説のほかにもう1つ、もうちょっと年齢に応じた言葉で知らせていくということが大事かなと思いました。

【服部委員】

子どもにわかりやすいとか、子どもがわかるという御意見がたくさんあったんですけど、子育て条例なので、大人とか親に浸透させることなんですかね。子どもが読んで、子どもが何かこれを見て、子どもとしてという考えを広めるというよりも、子どもを取り巻く大人や社会がこの条例を皆さんで共有して、小牧市でこういう決め事というか、みんなでこういう共通意識を持ちましょうという大人向けのものなんですよね。なので、子どもに向けてという言葉とか、文字遣いというのをそこまで突き詰めてやらなくても、大人が、どんな世代の大人もわかる、それから外国人でもわかるとか、そのレベルでいいのではないかなとふと思いました。

【吉田会長】

では最後、もう一方、御意見を。

【天野委員】

結構思っていたことを順番に皆さんに言っていただいたんですが、皆さんの意見とこの条例のみんなが求める方向としては、ちょっとほかの市町村の条例よりはやわらかめの方向というのは検討していただいてもいいのかなというふうに思いました。名古屋市とか岩倉市の条例は、資料としていただいている、これだけの内容のものをこどもや、こどもといてもちょっと大き目の中学生ぐらいになってきた子の言葉で表現しようと思うと、シンプルになり過ぎるのかなとか、文が長くなっちゃうのかなというのがありますので、全部そういう表現でやわらかいものにしていくというのは、実際はちょっと難しいのかなと思います。前文とか、もう1つ上に出ていくような、後藤委員が言ったような例ですけれども、こまき山がしゃべっている、そういうところは少し平仮名的なものとか、キャッチフレーズ的なところとかでこの条例の存在をアピールするというのはいい方向ではないのかなと思います。

それから、先ほど出口委員が言われたような、我々もこどもと一緒に成長するというのも大事な点であるので、そのところでも黒丸1個ぐらい、そういうことの内容が盛り込まれると、この条例の大人が目線もちょっと変わるのかなというふうに思います。

それから、小島委員も言われましたけれども、各学年、各世代、各国の人みんなに一つのことと理解していただくというのは多分難しいと思うので、それから派生するような可能性を持った条例づくりがいいのかなと思います。

【吉田会長】

かわりにまとめていただきました。大変、ありがとうございます。

たくさんの御意見をいただきまして、特にこの条例文をおつくりになる事務局にお願いといたしますか、御意見としては、表現の仕方ですね。こども向けなのか大人向けでよろしいのか、それから難しい言葉遣いをやめて、わかりやすい言葉でやっていただくのか、そういったことを非常に大きな違う意見がたくさん出まして、事務局はこれから大変なことになるのかなと思いますが、私ども検討委員会としてはたくさんの意見をお出しするというので、それこそ私たちの責務が果たされたのではないかと、大変あ

りがたく思っております。

特に、やはり今日第1章の目的とか定義とか基本理念が書いていないものから、何かそここのところで随分と皆さんの解釈がばらばらでしたが、そのために多様な御意見がいただけたかなと思って、たくさんの御意見をいただきましてありがとうございました。

また、何かお気づきの点がありましたら、事務局に直接御連絡いただくと受けてくださるということですので、今日御意見いただけなかった方やさらに御意見ある方はどうぞよろしく願いいたします。

それでは事務局にお返ししたいと思います。

4 その他

《今後の予定について事務局より説明》